

令和5年5月8日以降の健康企業宣言の採点に関する変更について

新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の5類感染症に位置づけられたことから健康企業宣言の採点が次のように変更されます。



これまで健康企業宣言では、新型コロナウイルス感染症に関する取組は、原則、採点対象外でしたが、令和5年5月8日以降は次のように、採点対象となります。

「銀の認定」 質問8 健康測定機器等を設置していますか？

次のような場合は該当（5点）

■ コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等の感染症対策として、自立式非接触型体温計・サーマルカメラ等を職場の入口等、全職員が通過するような場所に設置され、利用されている

→注意：ハンディタイプの小型の非接触型体温計や液化型体温計の設置については、これまで同様、適切な設置場所と、健康づくりのため等目的の周知までできている場合は取り組みとして該当します。

「金の認定」 質問14 従業員の感染症予防対策

採点基準の4つの確認事項について、

取扱い・規定等は、「季節性インフルエンザ」「新型コロナウイルス」両方の取扱いが確認できた場合、該当となります。

→注意： 予防接種の費用補助は「季節性インフルエンザ」のみで採点項目に該当